

○単身赴任手当に関する承認事項について

- 1 職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員（令和7年3月21日人事委員会指令第12号、令和7年4月1日適用）

（1）知事部局

成徳学校において常直勤務を行う職員

（2）警察本部

- ① 岡山県警察職員の居住地制限及び私事旅行等取扱要綱第2の規定により居住地の指定を受けている警察官
- ② 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、岡山県警察学校に勤務することとなり、住居を移転し、採用時教養を受けている職員

- 2 単身赴任手当の運用について（通知）規則第5条関係第5項第1号の規定により読み替えて適用する規則第5条第2項第3号から第6号までの規定における「人事委員会の認める事情」及び「人事委員会の認める特別の事情」（平成6年3月9日人事委員会指令第64、65、66号、平成6年4月1日適用）

- （1）規則第5条第2項第3号及び第5号（第7号による読み替えの場合を含む。）の規定における「人事委員会の認める事情」

配偶者のない職員又は15歳の年度末までの子のみと同居する職員（いずれも居住地制限の職員を含む。）に係る事情

- ① 父又は母が、疾病等により介護を必要とする状態にある同居の親族（職員の親族に限る。）を介護すること
- ② 父又は母が引き続き就業すること
- ③ 父又は母が、職員の所有に係る住宅（単身赴任手当の運用について（通知）規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- ④ 父母が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情（あらかじめ人事委員会と協議する。）

- （2）規則第5条第2項第4号及び第6号（第7号による読み替えの場合を含む。）の規定における「人事委員会の認める特別の事情」

一時帯同（異動等から3年以内に別居）の職員又は一時帯同後別居し、15歳の年度末までの子のみと同居する職員（いずれも居住地制限の職員を含む。）に係る特別の事情

- ① 父母が、疾病等により介護を必要とする状態にある他の一方を介護するため、住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（岡山県公営企業等職員等から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。）に転居すること。
 - ② 父母が職員と同居できないと認められる①に類する事情（あらかじめ人事委員会と協議する。）
- 3 単身赴任手当の運用について（通知）規則第5条関係第5項第2号及び第3号に規定する「人事委員会が別に認める職員」（平成8年6月26日人事委員会指令第10、11、12号、平成8年7月1日適用）
- （1）規則第5条関係第5項第2号に規定する「人事委員会が別に認める職員」

配偶者のない職員で、同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転し、人事委員会の認める事情により、同居していた父母（給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母に限る。）と別居することとなった職員

- （2）規則第5条関係第5項第3号に規定する「人事委員会が別に認める職員」

配偶者のない職員で、同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した後、人事委員会の認める特別の事情により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた父母（給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母に限る。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）